

内容詳細

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

手続きの概要

消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検結果を消防機関に報告する手続きです。

届出者

防火対象物の所有者、管理者又は占有者

届出時期

特定防火対象物 1年に1回
非特定防火対象物 3年に1回

提出書類

<必須>

- 点検結果報告書（フォーム入力又はデータ添付）
- 点検票（データ添付）：点検を実施した消防用設備等とそれに関する配線、非常電源、総合操作盤の点検票
- 点検者一覧表（データ添付）：資格を有する者が点検を実施した場合

<任意>

- 点検結果総括表（データ添付）※総括表を用いた不備一覧表の作成、添付をお願いします。

※添付ファイル形式はPDF形式で合計100MBとしてください。

※報告書の様式は漏れなく記載し、添付するようお願いします。

報告年月日が未記入のままご提出された場合は、電子申請日を報告年月日として取り扱います。

報告様式

報告の様式は総務省消防庁のホームページよりダウンロードしてください。

[総務省消防庁 消防用設備等の点検基準、点検要領、点検票](#)

点検と報告の詳細内容

消防用設備等の点検と報告についての詳細内容は、大阪市消防局ホームページよりご確認ください。

[大阪市消防局ホームページ 消防用設備等の点検と報告](#)

根拠となる法令又は条例等の名称と条項

消防法第17条の3の3

受付開始日

2022年12月19日 9時00分

受付終了日

随時受付

お問い合わせ先

消防局予防部規制課

メールによるお問い合わせ : [✉](mailto:)

電話番号 : 0643936384

[次へ進む](#)

[あとで申請する](#)

[一覧に戻る](#)

[ヘルプ](#)

[よくあるご質問](#)

[個人情報の取扱い](#)

[動作環境](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[利用規約（個人向け／事業者向け）](#)

[大阪市役所](#)

【システムの操作方法に関するお問合せ先】

大阪市行政オンラインシステムコールセンター

電話 : 0120-835-802 (平日9時00分から17時00分まで)

Webフォームは[こちら](#)